

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年5月13日

【会社名】 ラサ商事株式会社

【英訳名】 Rasa Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井村周一

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役管理本部長 窪田義広

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目11番5号 RASA日本橋ビルディング

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
ラサ商事株式会社 大阪支店  
(大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル)  
ラサ商事株式会社 名古屋支店  
(名古屋市中区錦一丁目11番20号 大永ビル)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月28日に提出いたしました第115期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社代表取締役社長井村周一及び取締役管理本部長兼経理部長小山文男は、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

#### 記

当社は、連結決算において時価評価されている土地の売却に係る会計処理において、時価評価差額が適正に取り崩されていない事が判明いたしました。本件について過年度の会計処理を訂正し、第115期の有価証券報告書及び第116期から第118期第3四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件は連結財務諸表作成における非経常的な取引の会計処理において当社の経理体制が正確な財務諸表を作成することに関して必ずしも十分とは言えないことから生じ、決算・財務報告プロセスに関連する内部統制上、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備は、訂正事項の判明が当該事業年度の末日後であったため、当該事業年度の末日までに是正する事ができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、非経常的な取引に関して連結決算に関するチェックリストの見直しや決算業務に関する専門知識を強化すること等で、内部統制の整備・運用の強化を図り、財務報告の信頼性を確保してまいります。

以上